

令和2年春の全国交通安全運動実施要領

関東運輸局
令和2年3月27日

「令和2年春の全国交通安全運動推進要綱（令和2年2月3日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」及び「令和2年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（以下、「実施計画」という。）に基づき実施要領を定め、自動車及び鉄軌道、海上の各輸送交通関係者に対し、本運動を積極的・効果的に取り組むとともに、本運動の趣旨が利用者等一般にも正しく理解されるように努めることとする。

第1 期間

- ・ 令和2年4月6日 ～ 令和2年4月15日
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日 令和2年4月10日

第2 全国重点事項

- ・ 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ・ 高齢運転者等の安全運転の励行
- ・ 自転車の安全利用の推進

第3 実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 子供、高齢者、障害者等の交通事故防止
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥ 飲酒運転の根絶
- ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用防止
- ⑧ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑨ 広報活動の推進

（2）鉄軌道関係

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 視覚障害のある人への声かけ等の強化及び旅客による声かけを促進するための啓発活動の推進
- ⑥ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑦ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑧ 広報活動の推進

（3）海上輸送関係

- ① 超高速旅客船利用者に対するへのシートベルトの正しい着用の徹底
- ② 飲酒対策の徹底

第4 実施事項

(1) 実施細目

- ・ 各運輸支局は本運動について、別紙1（実施細目【自動車輸送関係】）に基づき効果的に実施することとする。
- ・ 鉄軌道事業者に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙2（実施細目【鉄軌道関係】）に基づき実施することとする。
- ・ 海上輸送事業者に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙3（実施細目【海上輸送関係】）に基づき実施することとする。

(2) 報告

- ・ 関係各部等は、実施細目に基づく実施結果を取りまとめ、総務部安全防災・危機管理課へ報告をすることとする。

報告期限：令和2年5月11日（月）

- ・ 総務部安全防災・危機管理課は、総合政策局長に対し実施計画に基づく報告を行うこととする。

令和2年春の全国交通安全運動実施細目

(トラック協会用)

【関東運輸局千葉運輸支局】

実施期間:令和2年4月6日(月)～令和2年4月15日(水)

交通事故死ゼロを目指す日:令和2年4月10日(金)

1 実施項目

1. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

(1) 自動車運送事業者に対し以下の事項について周知徹底を図ること。

- ① 運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保するよう本運動に積極的・効果的に取り組むこと。
- ② 全国交通安全運動の機会をとらえ、安全に関する法令を遵守することができる内部体制の整備・充実を徹底するとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。

2. 事業用自動車等の安全運行の確保

(1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。

(2) 平成29年6月30日に策定された事業用自動車総合安全プラン2020を踏まえた事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組みを推進するよう指導すること。

- ① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底
- ② 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底
- ③ 乗務中の携帯電話、スマートフォン・タブレット等の通話、操作及び画面視聴を絶対に行わないよう徹底
- ④ 適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導
特に子供、高齢者、障害者等に配慮し、横断歩道においては周囲の状況に応じて減速、徐行、一時停止等を行う等、歩行者及び自転車利用者を優先するよう徹底し、安全確保を図る
- ⑤ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行
また、路上横臥者との事故を防止するため、夜間運行時の道路状況の確認の徹底を指導

- ⑥ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導
また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導
- ⑦ 追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図る
- ⑧ 事業者において、自立的、自主的に安全に関する法令を遵守することができる社内の運行管理体制の整備・充実
- ⑨ 基準緩和車両の運行に係る制限外積載許可、特殊車両通行許可の取得及び当該許可書に示された条件違反運行の禁止を徹底
- ⑩ 踏切事故を防止するため、踏切通行時における安全確保の徹底

3. 車両の安全対策の推進

- (1) 自動車運送事業者、整備管理者に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等の取組みと合わせて効果が上がる取組みがなされるよう、指導・啓発すること。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施、特に、ホイールボルト折損による車輪脱落事故防止のための点検整備の励行
- ② 不正改造の防止
- ③ 省エネ運転・エコドライブ運転方法の指導
- ④ 自動車の使用状況に応じ自動車製作者が示す点検整備方式に基づいた点検の指導

(特殊な構造・装置の自動車や走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合の点検時には、自動車製作者等が発行する点検整備の情報を参考として点検を実施するよう指導)

4. 子供、高齢者、障害者等の交通事故防止

- (1) 自動車運送事業者は、子供、高齢者、障害者等の交通事故を防止するため、子供、高齢者、障害者等の動向や高齢者の運転能力等を正しく理解させるとともに、子供、高齢者、障害者等に対する保護の徹底を指導すること。

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 乗務員に対して、正しい方法によるシートベルトの着用の徹底について指導・啓発すること。

6. 飲酒運転の根絶

- (1) 自動車運送事業者は、飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図るようにすること。

7. 覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物の使用防止

- (1) 自動車運送事業者は、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用問題について認識を深めるとともに、運転者等に対しその使用の弊害等についての知識の普及を図り厳にその使用防止について指導・啓発を徹底すること。

8. 事業用自動車の事故等の情報の提供

- (1) 事業用自動車による重大事故発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図ること。

9. 広報活動の推進

(1) 本年4月10日(金)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開すること。

- ① 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等積極的な働きかけを行うこと
- ② 事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出し、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知すること
- ③ 運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び下記に掲げる広報事項を周知すること

《広報事項》

- ・歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- ・より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ・自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ・飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ・「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ・不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
- ・「迷惑駐車をしない、させない」の励行